

46 鶴岡市所管業務の技術アドバイザーに係る協定

鶴岡市長（以下「甲」という。）と一般社団法人東北地域づくり協会理事長（以下「乙」という。）とは、鶴岡市所管業務（災害復旧等）の推進を図るため、次のとおり協力について協定する。

（目的）

第1条 この協定は、鶴岡市における地震、風水害等の自然災害が発生した場合、災害復旧等業務について、乙が必要に応じ技術アドバイザーによる指導・助言等の協力を公益事業の一環として実施することにより、甲の災害復旧等対応をより迅速、効果的に行うことを目的とする。

（協力の内容）

第2条 協力の内容は次のとおりとする。

- 一 災害復旧に関する指導・助言（調査、復旧工法、制度等）
- 二 その他甲、乙協議により必要とする事項
（例）河川法の許認可等に関する指導・助言

（協力の要請）

第3条 協力を要請する場合は、鶴岡市担当部局から一般社団法人東北地域づくり協会の本所及び山形支所あて、口頭又は電話等により行い、後日速やかに文書で協力手続要請を行うものとする。

（要請によらない協力）

第4条 大規模災害の発生により通信回線が途絶し、または連絡手段がない場合において、甲が協力要請出来ない場合においても、前条の規定に拘わらず、乙は独自の判断により協力できるものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により協力要請を受けた場合又は第4条の規定により協力の判断をした場合は速やかに協力活動を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条及び第4条の規定により協力を受けた場合において、費用の負担は無償とする。

（甲の責務）

第7条 甲は、乙の協力を効果的にするため、必要に応じ可能な範囲で災害に関する情報の提供を乙に対して行うものとする。

（乙の責務）

第8条 乙は実行のある協力を行うため、山形支所に技術アドバイザーを置くものとする。技術アドバイザーは災害復旧制度に精通した災害復旧専門家をあてる。

（平常時の協力）

第9条 甲及び乙は災害復旧研修等の諸行事について相互協力するものとする。

（協議）

第10条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

(付則)

1. 本協定は、平成30年7月4日から効力を生ずる。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通保有するものとする。

平成30年7月4日

甲 鶴 岡 市 長

乙 一般社団法人 東北地域づくり協会 理事長